

初唐詩の作者・作品に関する異説について：宋之問の詩のばあい

安東, 俊六
九州大学文学部：助手

<https://doi.org/10.15017/9823>

出版情報：中国文学論集. 2, pp.1-10, 1971-05-01. 九州大学中国文学会
バージョン：
権利関係：

初唐詩の作者・作品に関する異説について

—宋之問の詩のばあい—

安東俊六

序

唐詩において、その詩がいったい誰の作品であるのか異説が多いことは、他の時代のばあいと同様つとに周知のとおりである。清の康熙年間に編纂された「全唐詩」九百巻は、凡そ二千二百餘人の四萬八千九百餘首にも及ぶ膨大な唐詩をわずか一年七ヶ月という短期間に採掇し、それも当時の伝本から、詳しく吟味もしないで機械的にそのまま転記するという粗雑な急場仕事であった。しかし、そのために、幸か不幸か「全唐詩」がかえってそうした異説を正直によく収録していることも事実である。「全唐詩」において、別人の集に重複して見える作品には、おおむね「一作某詩」と注して作者に異説のあることを指摘しているのがそれである。だが、この注たるや極めて不完全なもので、当然注記があるべきところにも全く注していないもの、あるいは一方に注があつて他の一方にないもの、はなはだしきに至つては「一作某詩」と注しながら、その某集に当の詩を載せていないものさえあるほどである。ところでこうした特別に不

完全な例はもとよりのことながら、せつかく「一作某詩」と注記しながらも、その詩がはたしてどちらの詩人の作品であるのかさえ全く吟味していないことは、「全唐詩」の注の大きな欠点である。

だとすれば、「全唐詩」の注が異説を指摘することをおとした作品に検討を加え、吟味することを落した異説について改めて綿密な検討を加えることは、唐詩の研究にとって基本的な急務であるといわねばならない。殊にそうした異説のおびただしい初唐の詩については、可能なかぎり整理を急がねばならないであろう。したがつてここでは、とりあえず宋之問の作品をとりあげて、こうした異説に私なりの検討を加えてみたいと思う。およそ如上の異説の是非を判断する方法としては、大きく分けて次の三つの方法が考えられるであろう。

第一は、その作者の伝記を詳細に検討することによって作者がいずれであるかを判断するという、いわば傍証的作業による方法である。

第二は、詩句それ自体を分析したり、詠みぶりを比較検討し

て、それを基準に作者を判定するという、いわば作品中心に考察する方法である。

第三は、第一・第二の方法を補助して用いられるべき方法であるが、その作品を収録する別集あるいは総集の編纂された時代の先後やそれら諸本の伝わり方などを検討し、いずれの説が信憑性に富むかを吟味することによって作者を判定するという、いわば書誌学的に考察する方法である。

宋之間の場合は、第一の方法を主として採用するのが比較の妥当であると考ええる。なぜならば、宋之間の作品の中には二十五首もの多くの異説を含む作品があるけれども、それらの大半は樂府題の詩か応制の詩であって、作者の文学的個性がなかなか把握しにくく、とても第二の方法では判定することが困難だからである。本論では次にあげる四首――

(A) 「奉和九日幸臨渭亭登高应制得歎字」

(B) 「奉和幸韋嗣立山莊侍宴应制」

(C) 「自衡陽至韶州謁能禪師」

(D) 「送沙門泓景道俊玄奘還荊州应制」

を検討の対象とするが、これら四首の詩のうち、(A)(B)(C)三首については、それぞれの詩がたしかに宋之間の作品ではないことを、宋之間の事蹟を詳細に検討するという方法によって論証し、(D)の詩については、それが宋之間の作品だとは考えがたいことを、この詩を収録する諸本の編纂された時代の先後とその信憑性を検討するという方法によって論証してみたいと思う。

(一)

(A) 「奉和九日幸臨渭亭登高应制得歎字」

令節三秋晚 重陽九日歡
仙杯還泛菊 寶饌且調蘭

御氣雲霄近 乘高宇宙寬

今朝萬壽引 宜向曲中彈

「全唐詩」では、この詩の作者について異説のあることを全く指摘していない。しかし他の詩人の集を調べてみると、この詩は、李嶠の集に「九日应制得歎字」と題して、そっくりそのまま載せられている。したがってこの詩は、李嶠と宋之間、そのいずれが作者であるかを判定しておかなければならない作品である。

結論から先に言えば、この詩は宋之間の作品ではなく、実は本来李嶠の作品だったと考えられるのである。ところでかくいう根拠は三つあるが、その第一は、この詩が作られたとされる景龍三年九月九日には、宋之間は都になかったと考えられることである。「新唐書」の宋之間の本伝では、彼が官廷を追われて、地方官に左遷された事情を次のように記している――

中宗將に用ひて中書舍人に為さんとす、太平(公主)其の貢擧をせし時賄餽狼藉なるを發き、汴州の長史に下遷せられ 未だ行かずして越州の長史に改めらる。

これによれば宋之間は、中書舍人にのぼろうとしたとき、太平公主に収賄の罪をあばかれて汴州の長史に左遷されたが、まだ行かぬうちに越州の長史に改められたのであって、汴州には着任しなかったことになっている。

ところが一方、李夔という詩人に「使至汴州喜逢宋之間」と題する詩があり、宋之間はこれに答えて

「答李司戸夔」

遠方來下客 輜軒攝使臣

弄琴宜在春 傾酒貴逢春

駟馬留孤館 雙魚贈故人

明朝散雲雨 遙仰德為鄰

という詩を作っている。この詩の贈答がいつごろ交されたのか、その時期は明らかではないけれども、この両者の詩によれば、ともかくも宋之間が汴州にいたことがあったということがわかる。ここで宋之間の事蹟を考えてみるに、もし彼が汴州にいたことがあったとすれば、それは「新唐書」の本伝にいうところの汴州長史に左遷されたときをおいてほかにはない。とすれば、このことは「新唐書」本伝の記述と大きくくいちがうことになる。そのいずれが正しいのか、李夔の伝記が一切明らかでないために、これを直ちに断定することはできないけれどもこの二篇の詩が存在するからには、いちおう宋之間は越州の長史に改められる以前に、いちど汴州の長史に着任していたと考えなければならぬであろう。

では宋之間はいつ汴州の長史に左遷されたのであろうか。先掲の宋之間の詩に「酒を傾けて春に逢ふを貴ぶ」とあるから、二人が汴州で酒を酌みかわした時候は春である。今それが何年の春であったかを考えてみると、「祭禹廟文」に「維れ大唐景龍三年歲次己酉月日、越州の長史宋之間、謹んで清酌の奠を以て敢へて夏后の靈に昭告す、云云」とみえているように、彼は

景龍三年のうちにすでに越州に着任しており、また越州へ向う途次での作品「初宿淮口」の「夜楚歌を聞き思断たんと欲、況や淮南木落の時に値ふをや。」からも明らかにされるように、彼が越州に向った季節は秋である。そして越州での作品には、「水低く寒雲白く、山辺墜葉紅なり」（「遊禹穴回出若邪」）や、「寒谷梅猶ほ浅く、温庭橘未だ華ならず。」（「遊法華寺」）、「林暗きは楓葉交はるがため、園香しきは橘花覆へるがため」（「過蠻洞」）などの例にみるとおり、晩秋から初夏にかけての景物がうたいこまれている。このようなことから考えると、彼は、景龍三年の秋から同四年の夏にかけて越州にいたことになり、したがって汴州にいたのは、景龍三年の春であったことがおのずから明らかにされる。

ところでこのことを次に掲げる応制詩の表に照しあわせて不都合がないかを検討してみよう。

| 年月日 | 応制詩 | 宋之間 | 李嶠 | 李义 | 他の詩人 |
|--------|-----------------------------------|-----|----|----|------------|
| 景龍二年 | | | | | |
| 七月七日 | 「奉和七夕侍宴兩儀殿應制」 | | | | 杜審言ほか三名 |
| 九月九日 | 「奉和九月九日登慈恩寺浮圖應制」 | ○ | ○ | ○ | 上官婕妤ほか二十五名 |
| 閏九月九日 | 「閏九月九日幸總持寺登浮圖應制」 | ○ | ○ | ○ | 劉憲 |
| 十月三日 | 「奉和三會寺應制」 | ○ | ○ | ○ | 上官婕妤ほか二名 |
| 十月十五日 | 「十月誕辰內殿宴群臣効柏梁體連句」 (あるいは十一月十五日) | ○ | ○ | ○ | 中宗ほか十二名 |
| 十二月六日 | 「奉和大薦福寺應制」 | ○ | ○ | ○ | 鄭愔ほか二名 |
| 十二月十七日 | 「立春遊宴迎春」・「奉和立春遊宴迎春應制」 | ○ | ○ | ○ | 中宗ほか十二名 |
| 十二月二日 | 「游禁苑幸臨渭亭遇雪應制」 | ○ | ○ | ○ | 李適ほか二名 |
| 十二月三十日 | 「奉和幸長安故城未應宮應制」 | ○ | ○ | ○ | 劉憲ほか一名 |
| 晦 | 「守歲侍宴應制」 | | | | 沈佺期 |
| 景龍三年 | | | | | |
| 一月七日 | 「奉和人日清暉閣宴群臣遇雪應制」・「苑中遇雪應制」 | ○ | ○ | ○ | 劉憲ほか七名 |
| 一月十五日 | 「奉和薦福寺應制」 | ○ | ○ | ○ | 沈佺期ほか二名 |
| 一月十七日 | 「梨園亭子侍宴應制」・「幸梨園亭親打毬應制」 | ○ | ○ | ○ | 沈佺期ほか一名 |
| 一月晦日 | 「奉和晦日幸昆明池應制」 | ○ | ○ | ○ | 沈佺期ほか一名 |
| 二月八日 | 「送沙門泓景道俊玄奘還荊州應制」 | ○ | ○ | ○ | 沈佺期ほか五名 |
| 二月十一日 | 「奉和初春幸太平公主南莊」 | ○ | ○ | ○ | 劉憲ほか三名 |
| 八月十一日 | 「奉和聖製望春宮送朔方大總管張仁贖」 | ○ | ○ | ○ | 劉憲ほか十二名 |
| 八月二日 | 「奉和幸安樂公主山莊應制」 | ○ | ○ | ○ | 韋嗣立ほか二十一名 |
| 九月九日 | 「奉和九月幸臨渭亭登高應制」 | ○ | ○ | ○ | 沈佺期ほか十二名 |
| 十月八日 | 「侍宴安樂公主新宅應制」 | ○ | ○ | ○ | 沈佺期ほか四名 |
| 十一月一日 | 「安樂公主移入新宅侍宴應制」 | ○ | ○ | ○ | 鄭愔 |
| 十一月十五日 | 「中宗降誕日長寧公主滿月侍宴應制」 | ○ | ○ | ○ | 劉憲ほか七名 |
| 十二月十二日 | 「駕幸新豐溫泉宮獻詩」・「奉和聖製登驪山高頂寓目應制」 | ○ | ○ | ○ | 劉憲ほか十四名 |
| 十二月十四日 | 「奉和幸韋嗣立山莊侍宴應制」・「奉和幸韋嗣立山莊應制」 | ○ | ○ | ○ | 劉憲ほか七名 |
| 十二月十五日 | 「奉和幸白鹿觀應制」 | ○ | ○ | ○ | |

景龍三年二月十一日の太平公主の南莊での詩が、彼の応制の詩の中で異説を含まない最後の詩であるから、この時までには都にいたと考へても、まだ春のおわりまでには一ヶ月余りあり、この間に汴州長史に左遷されたのであれば、春のうちに汴州で李夔と詩の贈答があつても決して不都合ではない。したがつて以上を要するに、宋之間は景龍三年二月十一日からほどなく汴州の長史に左遷され、秋に越州の長史に改められたことになるのであつて、九月九日に臨渭亭で応制の詩を作るはずありえないのである。これが第一の論據である。

かかる第一の推定をはつきりとうらづけて、この詩の作者が宋之間でないことを更に確信させるのは次の二つの点である。

その傍証の第一は、この詩を宋之間の作品だとする伝本は、ずっと時代の下つた明代に編輯された「唐百家集」所収の「宋之間集」をはじめとして、「唐十二家詩集」所収の「宋之間集」・「前唐十二家集」所収の「宋之間集」など一連の詩集にまたなければならぬのに対して、一方この詩を李嶠の作品として載せるものは、「唐詩紀事」(巻一・中宗の条)(巻十・李嶠の条)や「全唐詩話」(巻一・中宗の条)などいづれも宋の時代に著された唐詩に関する著作である。つまり今日に伝わる諸本にみるかぎり、この詩を李嶠の作品だとする説は、宋之間の作品だとする説よりも発生が早く、しかも李嶠説を主張する宋代の両著は、比較的信憑性に富む唐詩についての著述であるというのが、その第一の点である。

傍証の第二は、先掲の応制詩の表に見るとおり、宋之間の応制の詩は、景龍三年二月十一日をさかいとして、それ以前はほ

ぼコンスタントに途切れ目なく作られているのに対して、それ以後はこれとは対称的に急激に数が減り、しかもわずかに介在する二篇の応制詩にしても、そのいづれもが異説を含む詩である。ところが一方李嶠はどうであるかといへば、宋之間が参加していない景龍三年二月十一日から十二月十五日までの間に催された前後十回の宴集に七度まで参加して応制の詩を賦しており、その前後もほとんど毎回の宴集で詩を賦している。このように宋之間の応制の詩が二月十一日から突然に途切れはじめ、それ以後九月九日に作られた問題のこの詩まで一挙にとんでいゝるのに比べて、李嶠の方はこの間もきわめてコンスタントに応制の詩を作っているというのが第二の点である。

以上わたくしは、この詩が作られた景龍三年九月九日には、宋之間は都にいなかったと考へられることをまず証據だて、加えてこの詩の作者に関する異説の現われ方と、この詩が作られた当時の情況とが、それを裏付けるような現象を呈していることを指摘したが、これら三つの点を総合的に判断すれば、この詩は、やはり宋之間の作品ではなく、李嶠の作品だということができるであらう。

II

(B) 「奉和幸韋嗣立山莊侍宴應制」

樞掖調梅暇

林園藝槿初

入朝榮劍履

退食隅琴書

地隱東巖室

天回北斗車

旌門臨竇竊

輦道屬扶疏

雲罕明丹壑 霜筍傲紫虛
 水疑投石處 溪似釣璜餘
 帝澤頒卮酒 人歡頌里間
 一承黃竹詠 長奉白茅居

「全唐詩」では「一作李又詩」と注している。この詩が作られたのは、先掲の応制詩の表にみるとおり景龍三年十二月十八日である。ところが前にも述べたように宋之間は同年の春すでに汴州に左遷されているのであるから、この時都にいたはずはない。もし百歩をゆずって万一先述の私の仮説が誤っていたと仮定しても、越州に向ったのが、先掲の「初宿淮口」と題する詩から明らかにされるように秋の落葉の頃であつたからには、やはり十二月十八日に都におろうはずはない。したがって、この詩が宋之間の作品でないことは、どう考えても明白である。ちなみに李又の事蹟をその伝記に考え、かつ先掲の応制詩の表に照しても、この詩を李又の作品だと考えて一向不都合は生じない。そこでこの詩は、「唐詩紀事」（卷十・李又の条）や「文苑英華」（卷二百七十五）などの宋代に編纂された諸本にも記すしており、李又の作品だと断定してまちがいない。

(三)

(C) 「自衡陽至韶州謁能禪師」

謫居竄炎壑 孤帆淼不繫
 別家萬里餘 流目三春際
 猿啼山館曉 虹飲江皋霽
 湘岸竹泉幽 衡嶺石園閉

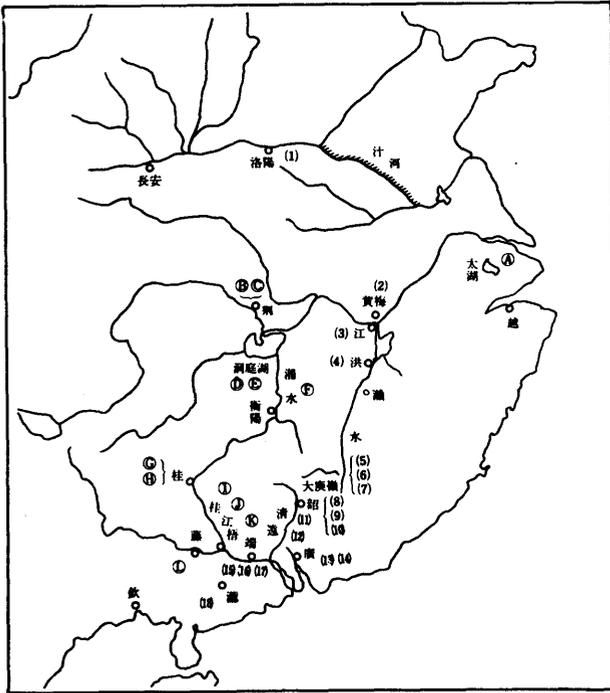
嶺嶂窮攀越 風濤極沿濟
 吾師在韶陽 欣此得躬詣
 洗慮竇空寂 焚香結精誓
 願以有漏軀 聿薰無生慧
 物用益沖曠 心源日閒細
 伊我獲此途 遊道回晚計
 宗師信捨法 擯落文史藝
 坐禪羅浮中 尋異窮海裔
 何辭禦魑魅 自可乘炎厲
 回首望舊鄉 雲林浩斷蔽
 不作離別苦 歸期多年歲

この詩は、先掲の宋之間の集はもとより「文苑英華」卷二百十九にも宋之間の作品として載せられており、この詩の作者について従来異説は全くない。しかしこの詩の詩題及び内容を宋之間の事蹟と詳細に照し合せてみると、両者の間にははなはだしいくいちがいがあはることに気づく。そしてこのくいちがいはこの詩が宋之間の作品でないことを立証する上に、有力な手がかりとなるものである。

詩題によれば、この詩の作者は衡陽から韶州に至り、能禪師に謁してこの詩を賦したという。念のために、詩の内容を地理的に検討してみるに、なるほど詩中にも「湘岸竹泉幽に、衡峯石園閉す」とか「吾師韶陽に在り」とかいった表現が見えて、詩題と詩の内容とは地理的にもぴったり符合している。またこの詩が作られた季節はというと、「流目す三春の際」の句から

春であつたことがわかる。

ところで宋之間に、この詩にいうように春に衡陽から韶州に至つた事実があるであらうか。結論をさきに言えば、そのような事実は全くないのである。このことは、次に掲げる地図によつて端的に明らかにすることができる。



(瀟水に沿う作品)

- (1) 「留別之望舍弟」詩
- (2) 「途中寒食題黃梅臨江驛寄崔融」詩
- (3) 「寒食江州滿塘驛」詩
- (4) 「自洪府舟行直書其事」詩
仲春辭國門。畏途橫萬里
- (5) 「題大荆嶺北驛」詩
明朝望鄉處。應見隴頭梅
- (6) 「度大廣嶺」詩
- (7) 「早發大廣嶺」詩
春煖陰梅花。羣回陽鳥翼
- (8) 「遊韶州廣界寺」詩
- (9) 「早發韶州」詩
- (10) 「早發始興江口至處氏村作」詩
候曉踰閭嶠。乘春望越臺
- (11) 「宿清遠峽山寺」詩
- (12) 「早入清遠峽」詩
- (13) 「廣州朱長史座觀妓」詩
- (14) 「登粵王臺」詩
- (15) 「至端州驛見杜五蕃言沈三佺期間五朝隱王」無競題壁慨然成詠」詩
- (16) 「發端州初入西江」詩

(瀟水に沿う作品)

- (17) 「端州別袁侍郎」詩
- (18) 「入瀟水」詩
- (A) 「渡吳江別王長史」詩
- (B) 「在荊州重赴嶺南」詩
夢澤三秋日。蒼梧一片雲
- (C) 「初發荊府王長史」詩
- (D) 「洞庭湖」詩
- (E) 「謁二妃廟」詩
- (F) 「晚泊湘江」詩
沉復秋雨霽。表裏見衡山
- (G) 「始安秋日」詩
- (H) 「桂州黃潭舜祠」詩
- (I) 「下桂江龍目灘」詩
- (J) 「下桂江縣黎壁」詩
- (K) 「經梧州」詩
- (L) 「發藤州」詩

宋之問が韶州と衡陽を通つたのは、前後二度嶺南に謫貶されたときであるが、この図は、そのとき宋之問が詩を作つた地点を地図に書き入れて明らかにしたものである。ここに見るとおり、作品群は瀟水と湘水とに沿つて、はつきりと二本の帯状に連繫している。このうち、瀟水に沿つた作品群は神龍元年（七〇五）に瀟州に流されたときのものであり、一方湘水に沿つた作品群は景雲元年（七一〇）に欽州に流されたときのものである。ところでこの図を一瞥しただけでも、韶州と衡陽とは全く別の作品の帯に属していることがわかるであろう。このように宋之問が韶州を通つたときと、衡陽を通つたときとは全く別のときなのである。このことを更に詳細にみていくと――

「資治通鑑」によれば、則天武后の失脚にともない、房融ら武周朝の高官達が嶺南に流されたのは、中宗の神龍元年二月である。宋之問が瀟州に流されたのもほぼこれと同じ頃であつたことは、(4)「自洪府舟行直書其事」詩の「仲春国門を辭す」から知ることが出来る。そして鄱陽湖の北畔の黄梅（湖北省黄梅県）に着いたのがこの年の寒食であつたことは、(2)「途中寒食題黄梅臨江驛寄崔融」という詩題にみるとおりである。さらに「洪府」より舟で瀟水をさかのぼり（「自洪府舟行直書其事」南のかた大庾嶺を越えて韶州に至つたもの、(10)「早発始興江至虚氏村作」詩に「春に乗じて越台を望む」とうたうとおり、やはり春のうちである。このように神龍元年にはたしかに春に韶州を通過している。しかしながら先述のとおり、この時の彼は、大庾嶺を越えて韶州に向つたのであつて、衡陽は通つていないのである。

次に欽州に流されたときを考えてみると、このときは、衡陽

は通つていなくても韶州を通過していない。「資治通鑑」(睿宗の景雲元年六月の条)によれば、宋之問が欽州に流されたのは、景雲元年六月二十八日である。そして(B)「在荊州重赴嶺南」詩に「夢澤三秋の日、蒼梧一片の雲」とうたい、(F)「晚泊湘江」詩に「況や復た秋雨霽れ、表裏に衡山を見るをや」とうたつていのように、宋之問が荊州から湘水に沿つて衡陽のあたりを通過したのは秋である。また桂州を通過したのも秋であつたことは、(G)「始安秋日」という詩題にみるとおりである。このように欽州に流されたときの宋之問は衡陽から桂州に向つており、韶州は通っていないのである。

以上で宋之問が春に衡陽から韶州に向つた事実のないことが明らかになつたであろうが、ここで念のために、この詩題にいうとおりには宋之問が衡陽から韶州に向つたと仮定してみよう。もしその可能性があるとすれば欽州に向うときであつたはずであるが、そうだとすれば、先に掲げた桂州での作品をはじめとして、桂州から蘇州までの五首の詩(H)(I)(J)(K)(L)がどのような経路の過程で作られたのか、全て説明がつかなくなるのは当然であり、かつ春に韶州に着くためには、少なくとも半年ばかりの月日をどこかで道草せねばならず、いかに道中のゆとりなかつぶりと見積つてみても、流される途中にそのような勝手な行動が許されるはずはないという矛盾が出てくる。したがつてやはり、宋之問は衡陽を経由して韶州に至つたことはなかつたと考えざるを得ない。このように宋之問の事蹟と地理的にくいちがつているからには、この詩はやはり宋之問の作品だとは考えられない。

(四)

(C) 「送沙門泓景道俊玄奘還荊州応制」

三乘歸淨域 萬騎餞通莊
 就日離亭近 彌天別路長
 荊南施杖鉢 渭北限津梁
 何日紆真果 還來入帝鄉

「全唐詩」の宋之問の集には、この詩に異説があることを注記していない。しかし李嶠の集にもそっくりそのままこの詩を収録していて、この詩もやはり作者をいずれかに判定しておかねばならない作品である。先掲の応制詩の表を見るとおり、この詩が作られたのは景龍三年二月八日である。先にも述べたように、宋之問の応制詩のうち全く異説を含まない最後の応制詩は、「奉和春初幸太平公主南莊」詩であって、この詩が全く異説を含まないからには、この詩が作られた景龍三年二月十一日には宋之問はまだ都にいたと考えなければならぬ。とすると二月八日には当然都に居たわけで、彼がこの日応制の詩を賦しているも別に不都合はなく、この詩が宋之問の作品であることも充分考えられる。しかし一方、李嶠はどうであるかという点、やはり先掲の表に見るとおり、ほとんど毎回の宴集で応制の詩を賦しており、この詩を李嶠の作品だとしても、これまた全く不都合はない。したがって小論が採用してきた事蹟に照し合せて作者を判定するという方法では、この詩の作者を決定することはできない。勿論うたいぶりを比較検討するという第二の方

法でも不可能である。ところがいま、この詩を収録する諸本を調査してみると、この詩を宋之問の作品だとすることは否定的な、むしろ李嶠の作品であることをより肯定するような現象が見られる。

この詩を宋之問の作品だとする伝本は、「唐百家集」所収の「宋之問集」をはじめとして、「唐十二家詩集」所収の「宋之問集」・「前唐十二家集」所収の「宋之問集」・「四部叢刊本の「宋之問集」など、いづれも明代以後に編輯されたものであるのに対して、一方この詩を李嶠の作品として載せるものは、「文苑英華」(巻一七七)をはじめ「唐詩紀事」(巻九・李適の条)(巻十・李嶠の条)や「全唐詩話」(巻一・李適の条)など、いづれも宋代に著された総集もしくは唐詩に関する著述である。つまり今日伝わる諸本に見るかぎり、この詩を宋之問の作品だとする説は、李嶠の作品だとする説よりも発生がはるかに新しく、しかも李嶠の作品だとする説を主張するのは、唐詩に関して比較的的信憑性に富む諸本だからである。

またこの詩を李嶠の作品だとすることは宋代の通説であったらしく、前述の諸書がこの詩を李嶠の作品だとしているばかりでなく、同じく宋代に編纂された「宋高僧伝」でもやはりこの詩を李嶠の作品として載せている。すなわち、この詩の詩題にいう泓景・道俊・玄奘の伝記を「宋高僧伝」に見ると、まず同伝(巻五)に荊州玉泉寺恒景(＝泓景)の伝がみえ、この伝では、景龍三年二月八日宮中での三沙門送別宴の情況を次のように記している。

景龍三年を以て、奏して山に歸らんことを乞ふ。勅して其の

請ひを允し、中書・門下及び学士に詔して、林光宮親内道場に齋を設けしむ。(中略)帝親ら詩を賦し、学士応和す、即ち中書令李嶠、中書舍人李乂等数人なり。

また、これと同様の記述は同伝(巻八)荊州碧澗寺道俊の伝にも見え、これらの記述によれば、中宗の御製に応和したのは中書令李嶠・中書舍人李乂ら数名であったという。更に同伝(巻二四)荊州白馬寺玄奘の伝では、その時李嶠と李乂とが応和した詩を引用しているが、李嶠の作として引用する詩はまぎれもなく先掲のこの詩である。このように宋代の詩本のみならず、「宋高僧伝」までもが共にこの詩を李嶠の作品だとして引くからには、この詩はやはり宋之間の作品ではなく、李嶠の作品だとみる方が妥当であろう。

注

注1 「全唐詩」卷六七にみる

阮籍蓬池上 孤韻竹林才 巨源從使道 正擁使車來
相逢且交臂 相命且銜杯 醉後長歌畢 餘聲繞吹臺

注2 宋之問が都を遠く離れたのは、前後二度嶺南及び越州に謫貶されたときを除いては、萬歲通天元年秋に新郷(河南省新郷市)に使用に至ったこと(「使往天平軍馬約與陳子昂新郷爲期及還而不相遇」)と、使して襄陽の方へ行ったこと(「使過襄陽登鳳林寺閣」)の二度のみと考えられる。

注3 「欽定全唐文」卷二四一

注4 「戊申」越州長史宋之間、饒州刺史冉祖雍、坐昭附韋武皆流嶺南

(「資治通鑑」卷二〇九睿宗景雲元年)

注5 從來注釈家が、ここにいう「玄奘」を三藏法師玄奘だとしてきたのは誤りである。三藏玄奘は京都大慈恩寺の僧であるから、この詩の詩題で彼が「荊州に還る」というのは実情に合わないし、そればかりでなく、彼は麟徳元年(六六四年)に既に入寂している。

(一九七〇・一一・三〇)